

総合窓口『ふむふむ』

～総合窓口でできる各種手続き等を随时ご案内します～



戸籍の解説最終編 ～転籍と郵送請求のお話～



この「ふむふむ」も戸籍の解説が続き、皆さんのが読む気も失せてきた頃かと思います：が、今回が一番実用的かつ最終編となりますので、どうか最後までお付き合いくださいませ。

住所地と本籍地は別物です

「引っ越し先で戸籍謄本が取れなかつた」「住所を変更すれば本籍地も動くと思つていた」などの声は総合窓口でもよく耳にします。戸籍というのは残念ながら、本籍地でしか証明書を取得することができませんし、住所変更の手続きに伴つて本籍地が変わることもありません。住所地と本籍地は別物なのです。だからと言つて、転籍することは後々のことを思うあまりお勧めできません。

転籍をおススメしないススメ

では前述にあります、転籍をおススメできない大きな理由として一番に挙げら

転籍手続き

【届出方法】

- 届出人：戸籍の筆頭者及び配偶者
- 届出地：本籍地又は住所地
- 持参するもの：筆頭者及び配偶者それぞれの印鑑（同じ印鑑は不可）

※本籍地の市町村が変わった場合は戸籍の全部事項証明書



郵送請求について

【郵送するもの】

- ①郵送請求書（お近くの役所でお取り寄せ又はHPよりダウンロード）
- ②本人確認書類（運転免許証や保険証の写し）
- ③定額小為替（郵便局で購入できます）
- ④返信用封筒（切手貼付・宛先記載のもの）
- ⑤請求者と必要な人との関係がわかる戸籍のコピー（本籍地で確認できる場合は不要）

【郵送先】

本籍地の戸籍担当宛てになります

■お問い合わせ

税務住民課 住民生活グループ

☎ 4-2511内線116・117

☆ 4-251103

総合窓口「ふむふむ」を掲載して1年が経ちました。これからも皆さんがほとんどの戸籍をそれぞれの市町村で全て取得しなければなりません。これはとても大変な事です。総合窓口でもこのような事例をよく見かけます。戸籍は郵送請求もできるため、今は少し不便でもなるべく本籍地は変更しないことをおススメします。

ケーションを図つていきました。掲載1年で多くの町民の方とコミュニケーションになってお話しを始めます。これがとても沿つたお話を新バージョンになつてお真とお話しを

おかげさまで掲載1年！

総合窓口担当



伊林



中野

次回の掲載もお楽しみに！

今月の掲載は中野が担当しました。